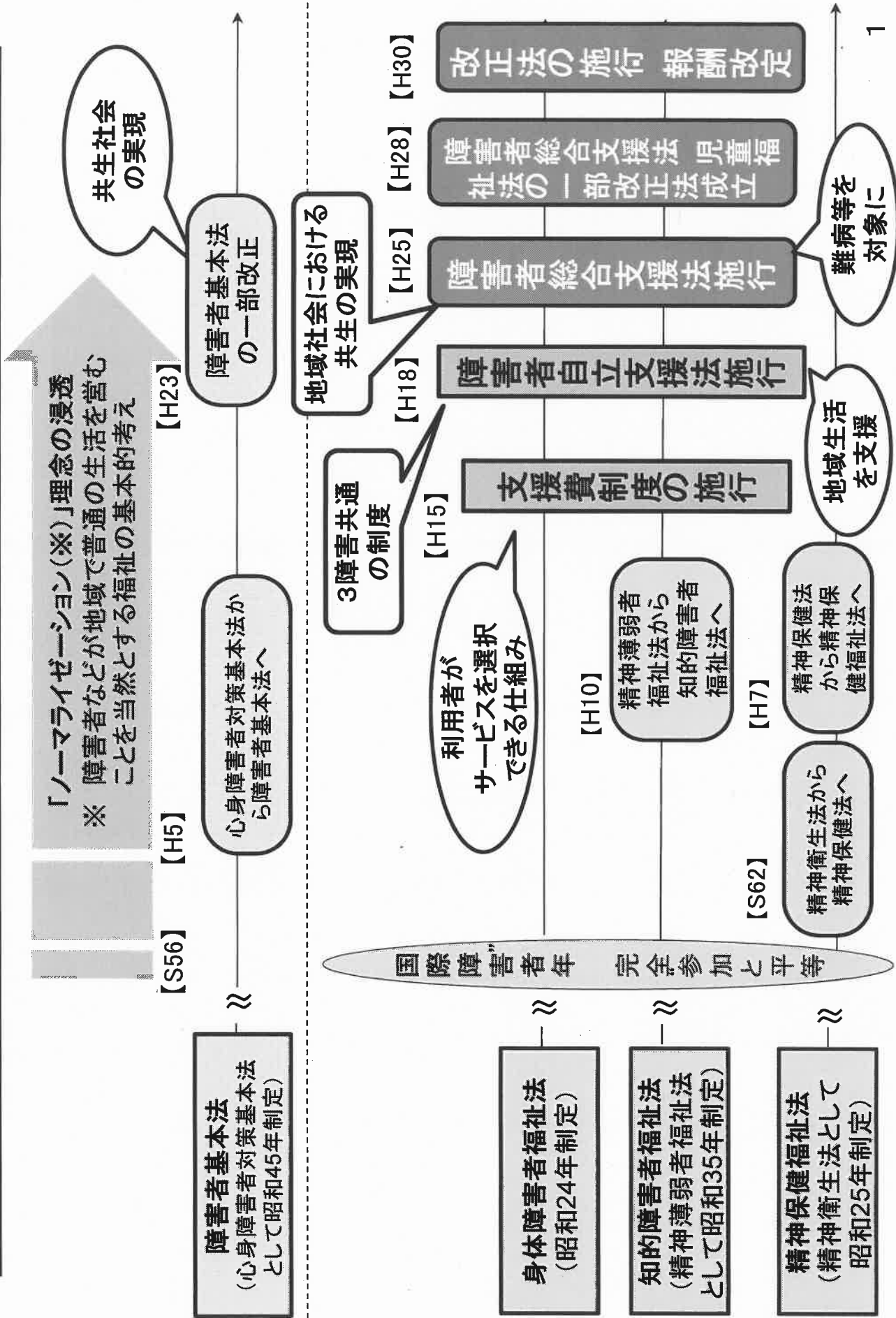


障がい者福祉の概略、各種制度など

障がい福祉施策の歴史



障害者自立支援法から障害者総合支援法※へ（平成25年4月1日施行）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

1. 目的の改正

○「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記

○障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする

2. 概要

1. 基本理念

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

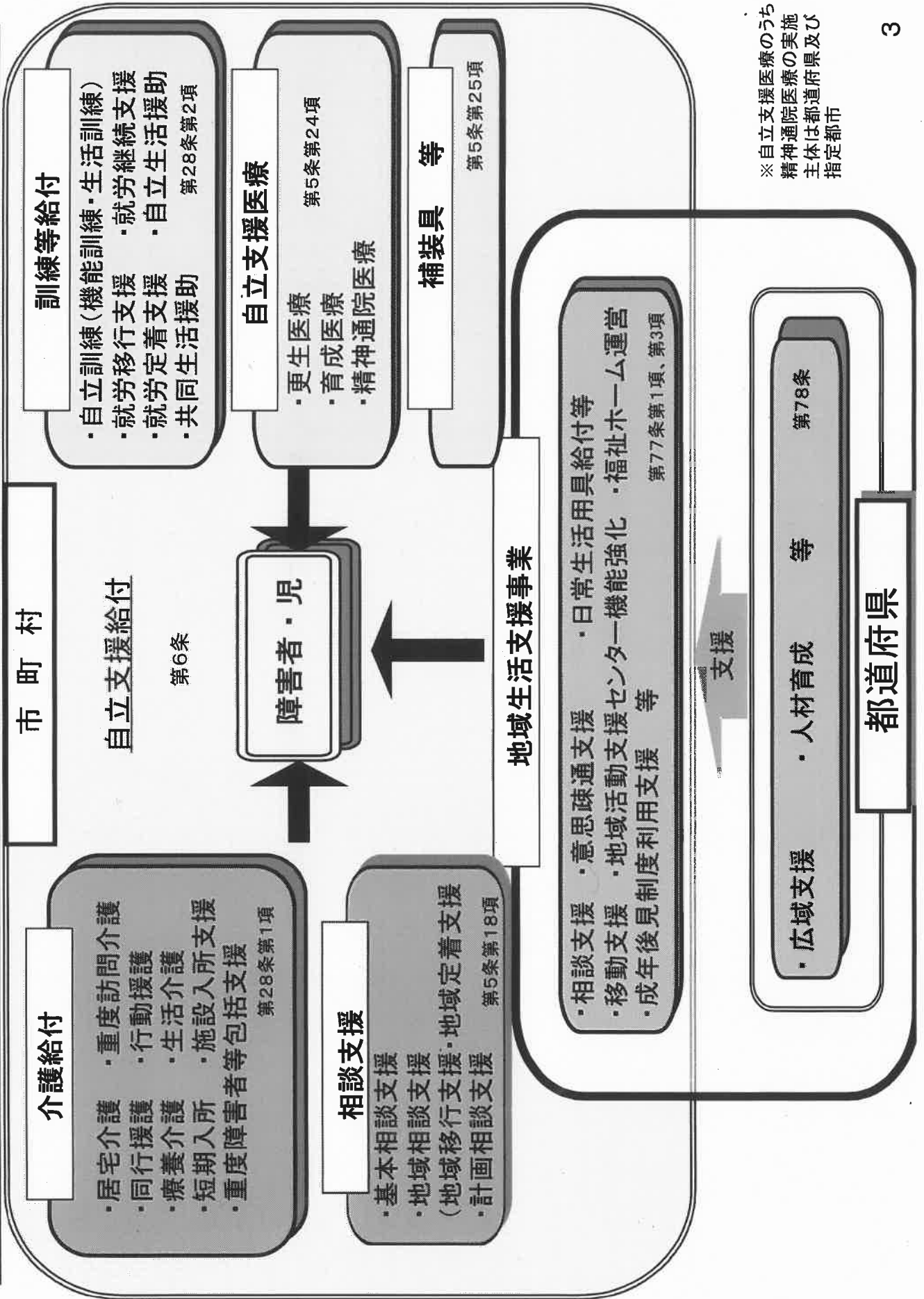
4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

障害福祉サービス系の体系



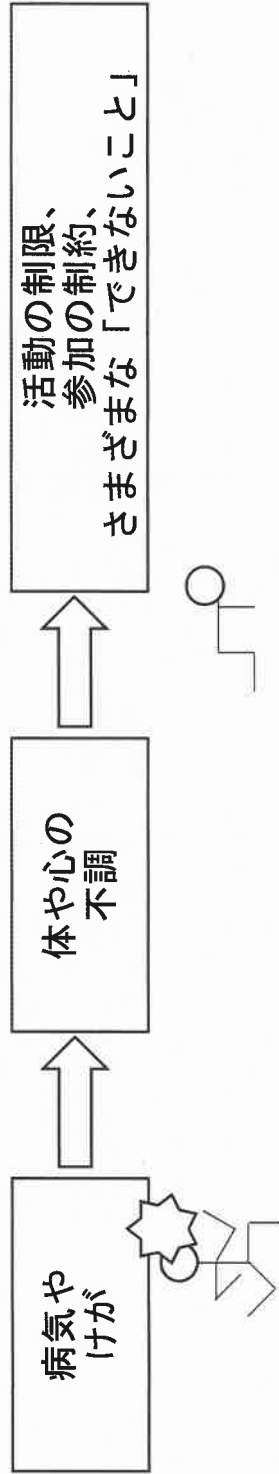
※自立支援医療のうち
精神通院医療の実施
主体は都道府県及び
指定都市

「障がい」の考え方 ～医学モデルから統合モデルへ～

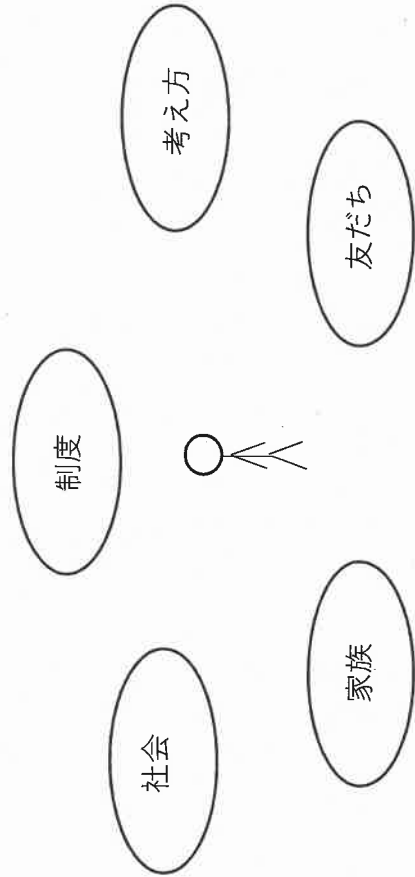
1. 以前は、障がいは「医学モデル」という見方をしていた

- ・ 医学モデル

「障害は病気やけがによって起きた、その人の問題である」という考え方。
問題は、本人が病気やけがを治し、リハビリテーションすることで、解決するとされていた。

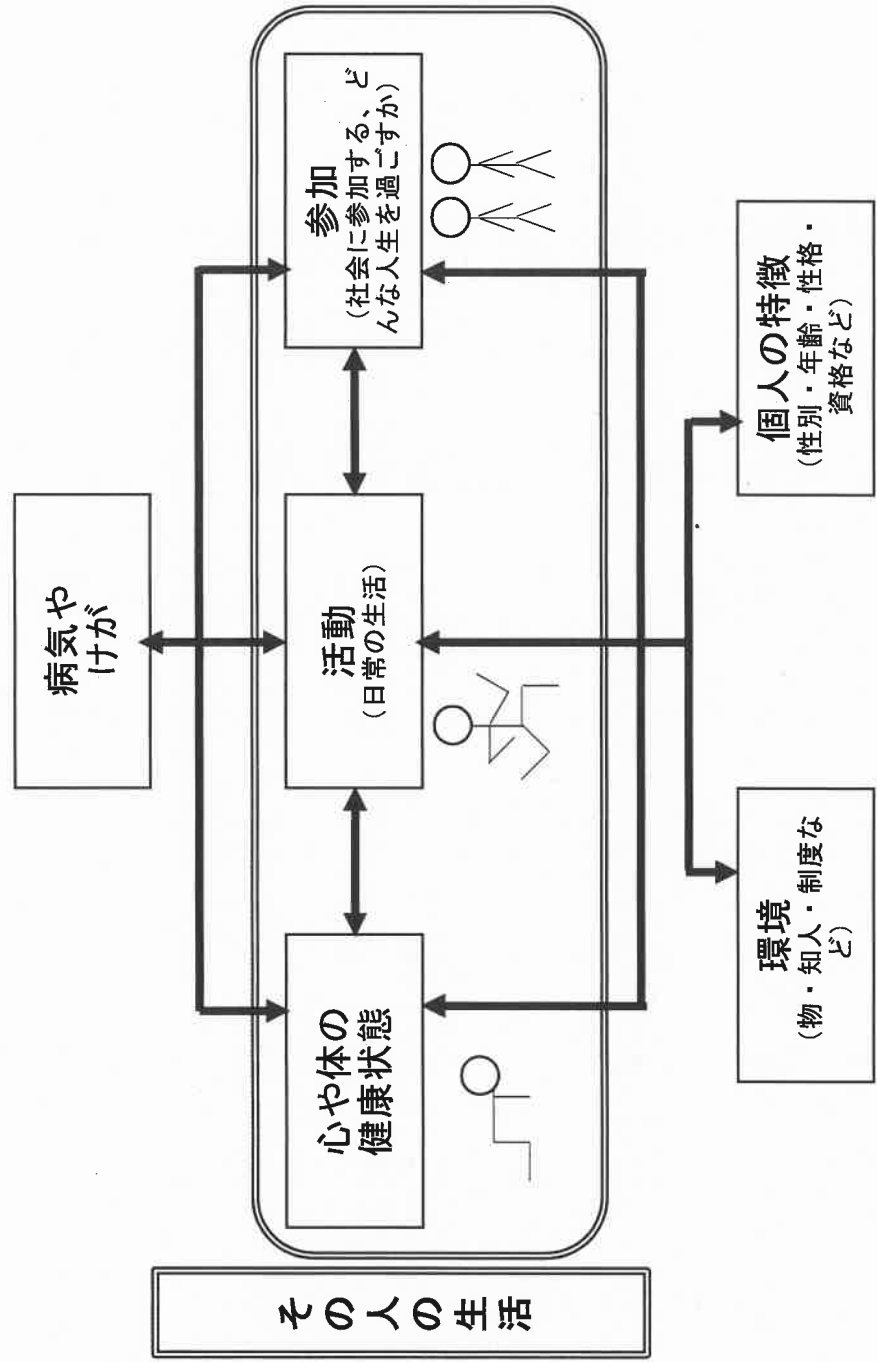


「医学モデルが全てで、他の見方がないというわけではない」
「本人を取り巻く社会や環境が変わることでも、障がいへの見方や考え方は変わる」という考えが出てきた。



2. 近年は、「統合モデル」という見方、考え方をしている

- ・ 統合モデル
個人を取り巻く環境や本人の状態などによって、できることやできないことが変わる。
それぞれの要素がそれぞれに影響しあうという考え方。





しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 「障害者虐待防止法」が

しこう 施行されました

しょうがいしゃ
～障がい者を
ぎゃくたいまも
虐待から守りましょう～



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうしほうへいせいねんがつたちしこう
障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうなん ○障害者虐待防止法って何ですか？

しょうかたそんげんまもほうりつ
～障がいのある方の尊厳を守る法律です。～

しょうかたたいぎゃくたいこじんそんげんしんがいしょうかたしりつしゃかい
障がいのある方に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある方の自立や社会
さんかおお
参加にとって大きなさまたげとなります。障がいのある方への虐待の防止や養護者に対する支援に取
り組むためにこの法律は制定されました。

ぎゃくたいき ○虐待に気づいたらどうしたらいいのですか？

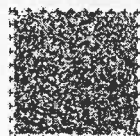
しょうしゃぎゃくたいそうきほっけんたいせつつうほう
●障がい者虐待の早期発見が大切。すみやかに通報を！

しょうかたぎゃくたいばあい
障がいのある方への虐待はどんな場合でもあってはならないことですが、虐待を行っている人も虐
たいうひとぎゃくたいなにりかいばあい
待を受けている人も、「虐待」とは何も理解していない場合があります。

ぎゃくたいほっせいばあいしんこくかまえそうきほっけんしえん
このため、虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくこと
ひつようぎゃくたいほっけんばあいだれつうほうきむ
が必要です。虐待を発見した場合は、誰もが通報義務がありますので、虐待の種類に応じてそれぞれ
たんとうきかん
担当する機関にすみやかに通報してください。

ぎゃくたいつうほうひとこじんじょうほうほご
●虐待の通報をした人の個人情報保護されます。

ぎゃくたいほっけんつうほうひとこじんじょうほうほご
虐待を発見し、通報をした人の個人情報は保護されます。
また、通報した人が施設や職場で働いている場合、通報したことを理由に解雇その他の
ふりえきとりあつか
不利益な取扱いをすることは禁止されています。



しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう たいしょう かた
○障害者虐待防止法の対象となる方は？

- **身体障がいのある方**
 - **知的障がいのある方**
 - **精神障がい（発達障がいを含みます。）のある方**
 - **そのほかに、心身の機能に障がいのある方で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方**
- ※18歳未満の方も対象です。
 ※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

ぎゃくたい しゅるい
○虐待にはどのような種類がありますか？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ひろ ぎゃくたい きんし とく つぎ しゅるい ぎゃくたい さだ
 障害者虐待防止法は、広く虐待を禁止していますが、特に次の3種類の虐待について定めています。

**① 養護者
 (家族など)
 による虐待**

しょう かた み まわ せ わ
**「障がいのある方の身の周りの世話や
 金銭管理などを行っている家族親族、
 同居人等による虐待のことで。」**
 ※虐待を受けている方が18歳未満の場合は、
 児童虐待防止法の対象となります。



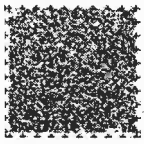
**② 障害者
 福祉施設
 従業者等に
 おける虐待**

しょうがいしゃ ふく し し せつ しょうがいふく し
**「障害者福祉施設や障害福祉サービス
 事業所等で働く職員による虐待のことで。」**
 ※虐待を受けている方が、高齢者施設等
 に入所している場合は高齢者虐待防止
 法の対象となり、障害児入所施設等に
 入所している場合は児童福祉法の対象となります。



**③ 使用者
 による虐待**

しょう かた こよう
**「障がいのある方を雇用
 している事業主による
 虐待のことで。」**



○どのような行為が虐待となりますか？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう つぎ こうい ぎゃくたい
障害者虐待防止法では、次のような行為は虐待となります。

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待

- からだ きず お ぼうこう くわ
・体に傷を負わせる暴行を加えること。
- せいとう りゆう みうご と
・正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること。

れい ひらてう なく け ふよう くすり の
例：平手打ち、殴る、蹴る、つねる 不用な薬を飲ませるなど

サイン：身体にやけどや小さな傷が頻繁に見られる、急におびえたり、こわがったりするなど。

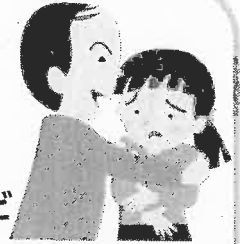


せい てき ぎゃくたい 性的虐待

- むりやり こうい
・無理矢理わいせつな行為をしたり、させること。

れい はだか せいてきこうい きょうよう ことば い
例：裸にする、性的行為を強要する、キスするわいせつな言葉を使うなど

サイン：ひと目を避ける、部屋に1人でいたがる、肛門や性器から出血や傷がみられるなど。



しん り てきぎゃくたい 心理的虐待

- いちじる ぼうげん きよぜつぎ げんどう たいど
・著しい暴言や拒絶的な言動や態度などで
せいしんてきくつう あた
精神的苦痛を与えること。

れい どな わるくち い なか ま い
例：怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れないなど

サイン：おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす、攻撃的な態度が見られるなど。

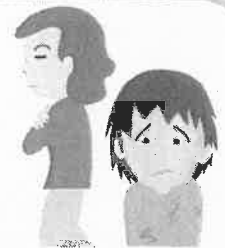


ほう き ほうにん 放棄・放任 (ネグレクト)

- しょくじ にゅうよく せんたく はいせつ せわ
・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や
かいじょ しんしん すいじゃく
介助をしないで、心身を衰弱させること。

れい じゅうぶん しょくじ あた ふ けつ じゅうかんきょう せいかつ
例：十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる。

サイン：身体から異臭がするなど衛生状態が悪い、ひどく空腹を訴え栄養失調が見られるなど。

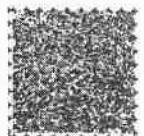


けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待

- ほんにん どうい ざいさん ねんきん ちんぎん
・本人の同意なしに財産や年金、賃金など
かって しょぶん せいとう りゆう
を勝手に処分すること。また、正当な理由
がなくて、金銭を与えないこと。

れい ねんきん ちんぎん わた かって ざいさん よちよきん つか
例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使うなど。

サイン：お金を使っている様子が見られない、日常生活に必要な金銭を渡されていないなど。



○どこに相談・通報したらいいのですか？

障がいのある方への虐待についての困りごとなどは、最寄りの市役所、町村役場の窓口（市町村障害者虐待防止センター）で受け付けております（各市町村の窓口については別葉の一覧をご覧ください。）

なお、次のような虐待を発見したり、虐待を受けた場合には、虐待の種類に応じてそれぞれを担当する機関に通報・届出を行ってください。

●養護者（家族など）による虐待



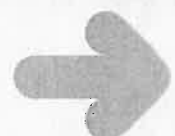
最寄りの市町村に通報・届出【市町村が対応】

●障害者福祉施設従事者等による虐待



最寄りの市町村に通報・届出【市町村又は道の総合振興局・振興局が対応】

●使用者による虐待



最寄りの市町村又は北海道障がい者権利擁護センターに通報・届出【北海道労働局が対応】

北海道障がい者権利擁護センターについて

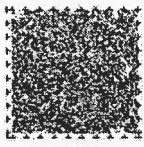
道では、本庁内に北海道障がい者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待の通報や届出の受理のほか、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期の専門相談などを行っています。

なお、センターの連絡先は次のとおりです。

専用電話 011-231-8617
 ファクシミリ 011-232-4068
 E-mail hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp



※センターの情報については、道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/kenriyogocenter.htm> から入手できます。

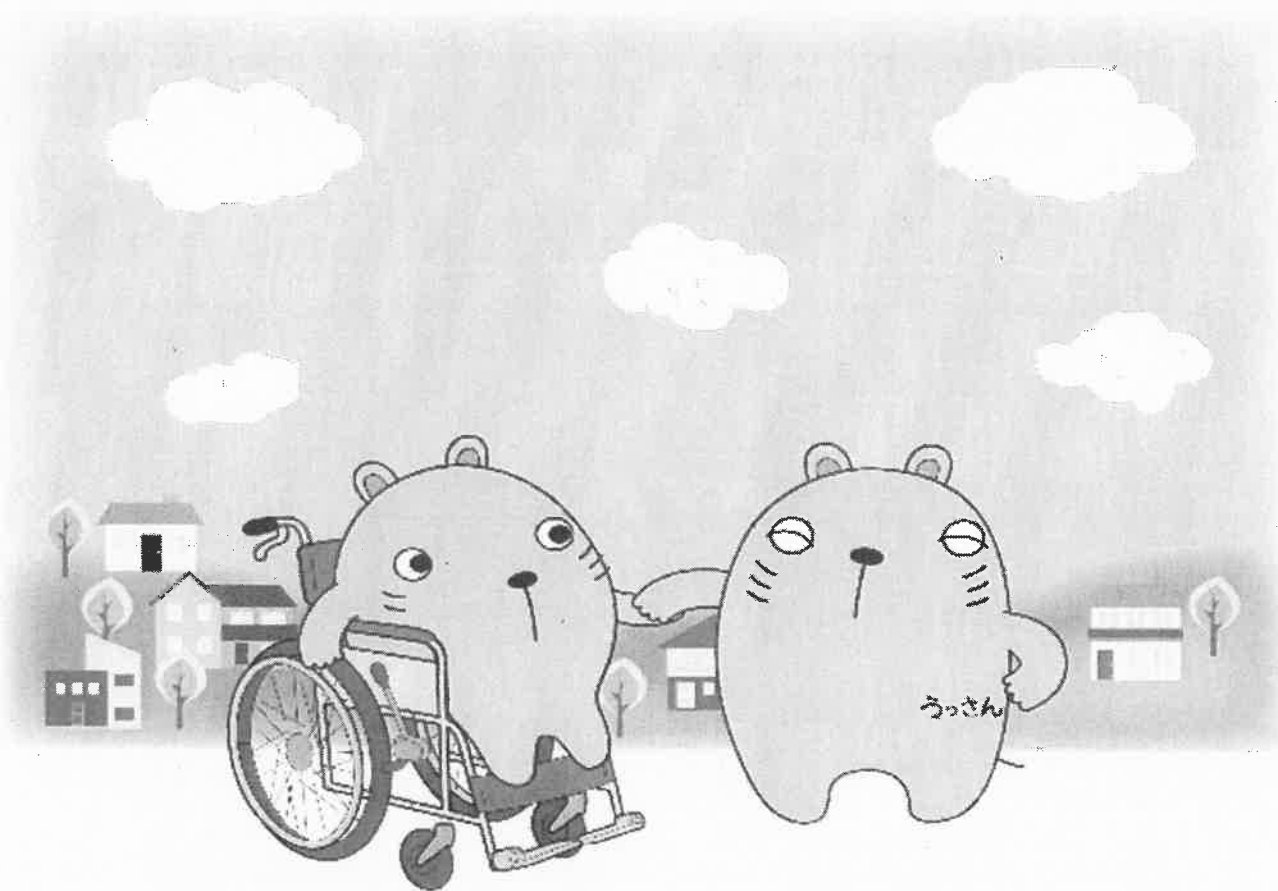


「みんなで築こう 人権の世紀
 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～
 北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会

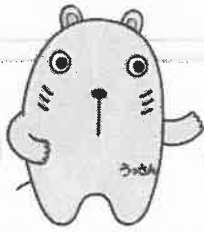
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

し
を知っていますか？

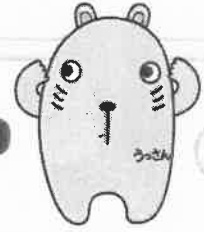
この法律は、^{しょう}障がいのある人への^{さべつ}差別をなくすことで、^{しょう}障がいのあ
る^{ひと}人もない^{ひと}人も^{とも}共に生きる^{しゃかい}社会をつくることを^め目指しています。



ひやまけんいきしょう ^{しゃく}障がいが暮らしやすい^{ちいき}地域づくり^{いいんかい}委員会
檜山圏域障がいが暮らしやすい地域づくり委員会

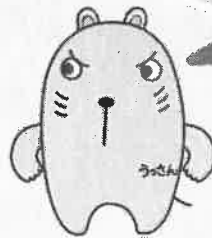


こんなことありませんか？



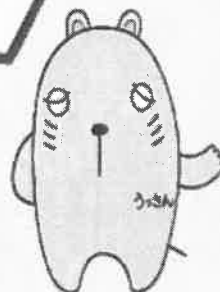
しょう
障がいがあることを
りゆう みせ りよう
理由にお店を利用
できなかつた。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
であると考えられます。
ほか ほうほう ばあい
ただし、他に方法がない場合などは、
ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。



かいぎ しえん ひと
会議に支援してくれる人を
い
入れてもらえなかつた。

ごうり てきはいりよ
『合理的配慮』をしないこと』
は、差別にあたります。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法は

へいせい ねん がつ はじ
平成28年4月から始まっています。

ふとう さべつてき
不当な差別的
とりあつか
取扱い



やくしょ
役所

も

かいしゃ
会社

も

みせ
お店

も

してはいけません。

たとえば、障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}として、お店^{おみせ}や施設^{しせつ}を利用^{りよう}できない場合は、障がい^{しょうがい}のない
人と違う^{ちが}扱い^{あつか}を受けているので、「不当な差別的取扱い^{ふとう さべつてきとりあつか}」であると考えられます。
ただし、他にない^{ほか}場合^{ばあい}などは、「不当な差別的取扱い^{ふとう さべつてきとりあつか}」にならないこともあります。

ごうりてきはいりょ
合理的配慮は



やくしょ
役所

はしなければなりません。

かいしゃ
会社

や

みせ
お店

は ^{つと}務めなければ
なりません。

たとえば、会議^{かいぎ}をする前に^{まえ}、主催者^{しゅさいしゃ}がどのような支援^{しえん}が必要^{ひつよう}か確認^{かくにん}するなどの
「合理的配慮^{ごうりてきはいりょ}」が必要です。(例：知的障がい^{ちてきしょうがい}の人^{ひと}であれば、支援者^{しえんしゃ}の同席^{どうせき}。
聴覚障がい^{ちやうかくしょうがい}の人^{ひと}であれば、手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}の同席^{どうせき}など)「合理的配慮^{ごうりてきはいりょ}」をしないこと
は、差別^{さべつ}にあたります。「合理的配慮^{ごうりてきはいりょ}」のために他にやり方^{ほか}はないかなど、お互い^{たが}に
話し合^{はなしあ}いながら、必要^{ひつよう}な工夫^{くふう}や、やり方^{かた}を考^{かんが}えましょう。

かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう こうふ
※改正障害者差別解消法が交付され(令和3年6月)、公布から3年以内に会社やお店も
ごうりてきはいりょ ぎむ
「合理的配慮」が義務となります。

しょう 障がいのことで、いやなことや困ったことがあった
こま
ときは、ちいき 地域づくり委員会にいいんかい 相談してさうだん ください。

ほっかいどう 北海道では、ほっかいどうしょう 障がい者しょうれい 条例に基づき、もと 各(そうごう 総合)しんこうきょく 振興局に
しょう 障がい者が暮らしやすいちいき 地域づくりいいんかい 委員会(ちいき 地域づくりいいんかい 委員会)を
せっち 設置して、にちじょうせいかつ 日常生活でのく 暮らしづらさにかん するさうだん 相談におう 応じています。

ひやまかんない 檜山管内(えさしちょう 江差町、かみのくにちょう 上ノ国町、あつさぶちょう 厚沢部町、おとべちょう 乙部町、おくしりちょう 奥尻町、

いまかねちょう 今金町、す せたな 町)にお住まいのかた の方はこちらです。



れんらくさき
連絡先

ほっかいどうひやましんこうきょくほけんかんきょうぶしゃかいふくしか
北海道檜山振興局保健環境部社会福祉課

でんわ
電話 0139-52-6651 ファックス 0139-52-3010

